

就学奨励・私学助成

奨学資金

四日市市民またはその子で経済的な理由により修学が困難な方に対して、奨学資金の貸与を行う。なお、専修学校生に対しても高校生・大学生に準じた奨学資金の貸与を実施している。

奨学資金貸与月額 (令和元年度)

区分	額	貸与額
高校・専修学校高等課程		12,000円
大学・専修学校専門課程		24,000円

奨学資金新規貸与者数 (人)

区分	年度							
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高校生	17	21	20	15	12	5	10	8
大学生	18	12	14	13	13	10	5	8
専修学生	2	4	5	6	3	1	1	5

私学助成

私立学校の教育条件の維持向上を図り、私学教育の振興に寄与する。

(令和元年度)

区分	幼稚園	小・中学校	高校ほか
運営費	400,000円(200,000円) $\left\{ \begin{array}{l} +100円 \times \text{園児数} \\ +440円 \times \text{園児数} \\ +670円 \times \text{園児数} \end{array} \right.$	市内在住生徒 一人当たり 3,800円	市内在住生徒 一人当たり 3,800円
研修費	(園長+教員数) $\times 10,000円$	—	—
建設費	要綱補助	予算補助	予算補助

就園奨励

幼稚園教育の振興に資するため、市内の公立私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し世帯の経済状況に応じ、以下の基準により、入園料・保育料の減免措置を講じている。

なお、全ての公立幼稚園及び一部の私立幼稚園は、子ども・子育て支援制度による給付制度に移行しており、国の補助対象外となっている。

また、令和元年10月から、幼児教育・保育無償化が実施され、3～5歳児の保育料は無償化される。(上限あり)

保育料等補助基準 (令和元年度：9月まで)

(園児一人当たり年額)

世帯区分 措置区分	生活保護	市民税所得割										
		非課税	48,600円未満	62,851円未満	77,101円未満	110,631円未満	144,151円未満	177,681円未満	211,201円未満	211,201円以上		
公立※1	国庫補助制度による措置 (満3・3・4・5歳児)	第1子	子ども・子育て支援制度による、応能負担									
		第2子	子ども・子育て支援制度による、応能負担									
		第3子以降※2	子ども・子育て支援制度による、応能負担									
私立	市単独制度による措置 (満3・3・4・5歳児)	第1子	308,000円	272,000円	187,200円			62,200円				
		第2子	308,000円		247,000円			185,000円			154,000円	
		第3子以降※2	308,000円									
公立※1	市単独制度による措置 (満3・3・4・5歳児)	第1市	子ども・子育て支援制度による、応能負担									
		第2子	子ども・子育て支援制度による、応能負担									
		第3子以降※3	全額補助									
私立	市単独制度による措置 (満3・3・4・5歳児)	第1子	8,700円									
		第2子	8,700円									
		第3子以降※3	8,700円 (別途、国庫補助制度の308,000円を上限とする補助金有)									

※1 公立には、公立幼稚園と子ども・子育て支援制度による給付制度に移行している私立幼稚園を含む。

公立幼稚園は、4・5歳児。私立幼稚園は、満3～5歳児。

※2 第3子以降とは、小学校3年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第1子目として数え、在園児が第3子目以降となる園児をいう。

※3 第3子以降とは、兄・姉を有している場合、最年長者を第1子目として数え、在園児が第3子目以降となる園児をいう。